



建交労



2025年6月11日

かながわけんなんしふ

建交労神奈川県南支部

2025年夏季闘争No.3

2024年度推進ニュース②6通算377

発行責任者 小島 茂

トラック労働者の生活&経営改善に向けた 貨物運送事業法の一部改正等が可決！

国会は6月4日の参議院本会議でトラックドライバーの適切な賃金確保とトラック運送業界の質の向上などを目的とする「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」等を賛成多数で可決・成立しました（建交労全国トラック部会から送られてきた別掲の全ト協：広報とらっく号外—6月5日号参照）。

【以下、広報とらっく号外—6月5日号から一部を転載】

「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」では、①トラック運送事業の許可について5年ごとの更新制を導入、②国土交通大臣が定める「適正原価」を下回る運賃・料金の制限、③再委託の回数を2回以内に制限するよう努力義務化、④違法な「白トラ」の利用を禁止し（罰則付）、荷主等に対しては是正指導も実施——する内容。

また、この一部改正法を担保するための、「貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律」（新法）では、①基本方針の策定、②法制上の措置等、③物流政策推進会議——を柱としている。①では、許可の更新事務および事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう独立行政法人に行わせる等必要な体制を整備することと、同業務の実施に必要な費用を確保できるよう、更新手数料等によるほか、広く社会で支える観点から財源措置を検討する。②では、政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を同法施行後3年以内を目途として講じる。さらに③では、政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、「物流政策推進会議」を設置し、同推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置する内容となっている。

改正法の実効確保は職場の活動が鍵！

今回の法改正では、経営者団体と労働組合による一致点での共同が大きくなっています。今後は改正法の「実効確保」に向けて、労働組合の職場での運動が欠かせません。要求闘争の強化、組合員の拡大をはじめ職場での労働組合運動を活性化させると同時に経営者との一致点での共同を追求しましょう。



国会前で全ト協と労働3団体役員：坂本全ト協会長と握手する
建交労の足立委員長：全国トラック部会部会長（前列右端）

号外

Japan
Trucking
Association



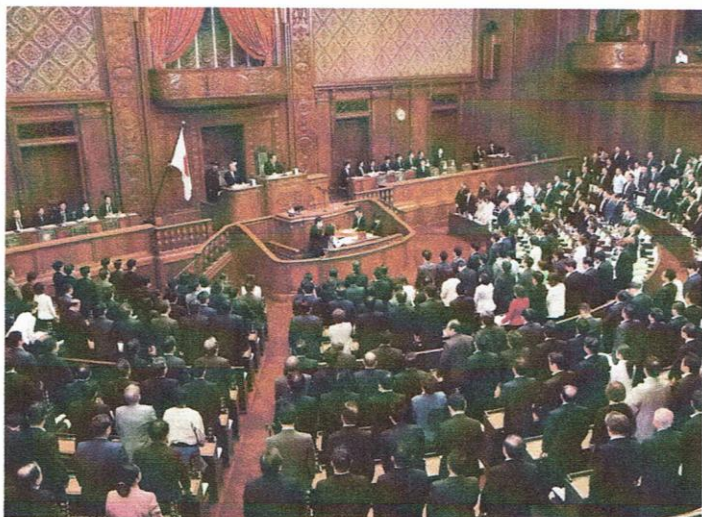
広報 とらつく

毎月1日・15日発行
6月5日号
発行所 公益財団法人 全日本トラック協会
〒160-0004 東京都新宿区西三丁2番地5
3F 全日本トラック協会本部
☎ (03) 3354-1223 (受付時間: 午前9時～午後5時)
FAX (03) 3354-1224
E-MAIL jta@jta.or.jp
jta.or.jp
※本誌の発行は、日本郵政公社の「郵便物認可」を受けています。

坂本会長 皆さんの力とともに業界の底力で「国政」を動かす!!

衆議院可決(5月27日) 参議院可決(6月4日)

業界の宿願! スピード可決!!



貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案を賛成多数で可決した衆議院本会議(5月27日、左)、参議院本会議(6月4日、右)



衆議院本会議で法案可決を見届ける坂本会長(右から2人目)



参議院本会議終了後、運輸労連、交通労連、建交労幹部と法案成立を熱き想いで迎えあう坂本会長(前列右から2人目)

トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的とする、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案が、5月27日の衆議院本会議に続き、6月4日の参議院本会議で賛成多数により可決・成立した。坂本会長を先頭に、政・官・労・使が一丸となって成立に向けて精力的に取り組んだ結果であり、審議入りから異例のスピードで可決となった。

現在、トラック運送業界は、トラックドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が3割不足するといわれ、物流の危機的状況が指摘されている。また、物流は国民生活と経済活動の基盤であり、「ワセシナルワーク」であるトラックドライバーの経済的、社会的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保および国民経済の健全な発展を図る必要がある。このため、「トラックドライバーの適切な賃金の確保」と「トラック運送業界の質の向上等」を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定する必要がある。その早期実現に向けて、坂本会長を先頭に、トラック運送業界を挙げて精力的に活動を展開した。

「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」では、①トラック運送事業の許可について5年ごとの更新制を導入、②国土交通大臣が定める「適正報酬」を下回る運賃・料金の制限、③出委託の回数などを同法に制限するよう努力義務化、④違法な「白トラ」の利用を禁止し(罰則付)、荷主等に対しては是正指導も実施する内容。

また、この一部改正法を担保するための、貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(新法)では、①基本方針の策定、②法制上の措置等、③物流政策推進会議を柱としている。①では、許可の更新事務および事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるように独立行政法人に行わせる等必要な体制を整備すること、同業務の実施に必要な費用を確保できるよう、更新手数料等によるほか、広く社会で支える観点から財源措置を検討する。②では、法制上の措置等を同法施行後3年以内を目途として講じる。さらに③では、政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、「物流政策推進会議」を設置し、同推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置する内容となっている。